

出産育児一時金の医療機関直接支払制度について

平成21年10月1日から 患者様の窓口負担の軽減を図る目的として 『出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度』が始まり 当クリニックでも ご利用いただくことが出来ます。

これまで、出産育児一時金及び、家族出産育児一時金については、原則として出産後に被保険者が保険者に申請し、支給される仕組みであった為、一時的に被保険者等が多額の現金を用意する必要がありました。が、今後（平成21年10月1日～）は被保険者等が病院、診療所又は助産所との間に、出産育児一時金等の支給申請及び受理に係る代理契約を締結の上、出産育児一時金等の額を限度として、医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等の支給申請及び、受理を直接保険者で行うことができます。

その為、出産育児一時金はクリニックへ直接振り込まれる形となり 患者様はその差額のみ窓口支払いをして頂けます。

皆様への合意文書のお願いです

直接支払制度を 利用する・しない に関わらず どちらの方も別紙の合意文書へ記入が必要になりますので お読み頂いた上 記入見本を 参考に赤い丸印の記入をして頂きたいと思えます。

※ 記入した合意文書の用紙は 次回の健診時ご持参の上、受付の段階でご提出して下さい！

記入見本

出産育児一時金の医療機関直接支払制度について

当院では、平成21年10月1日から国の制度として始まった「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」をご利用いただくことができます。

- 妊婦の方がご加入されている医療保険者に、当院が妊婦の方に代わって出産育児一時金（※）を請求いたします。
（※）家族出産育児一時金、共済の出産費及び家族出産費を含みます。
- 退院時に当院からご請求する入院分娩費用の総額が一時金（42万円）の範囲内であれば現金等でお支払いいただく必要がなくなります。
 - ・ 出産費用が42万円を超えた場合は、不足額を窓口でお支払いいただきます。
 - ・ 出産費用が42万円未満で収まった場合は、その差額を医療保険者に請求することができます。
- 帝王切開などの保険診療を行った場合、3割の窓口負担をいただきますが、一時金をこの3割負担のお支払いにも充てさせていただきます。
- この仕組みを利用なさらず、出産費用の全額について退院時に現金等でお支払いいただくことも出来ます。この場合退院後の簡単な手続きで、後日保険者から出産育児一時金（42万円）が支払われます。

<妊婦の方へお願い>

- ① この制度の利用は保険に加入されていることが必要です。当院でも機会あるたびに保険証を確認させていただきますが、保険証が変更された場合には、速やかに変更後の保険証をご提示下さい。退院までに有効な保険証のご提示がない場合は、この制度の利用は出来ず、出産費用の全額を現金等でお支払いいただくことになります。

※退職後半年以内の方は、在職時の医療保険資格喪失証明書をお持ちください。

例) ご本人様お勤めされている方→ご本人様の氏名
旦那様の扶養に入られている方→旦那様の氏名
国民健康保険に入られている方→「世帯主」又は組合員の氏名

- ② 帝王切開などの高額な保険診療が予定されている方には、高額療養制度があります。加入されている保険者より「限度額適用認定証」を入手し、それを事前にご提示いただければ、退院時の窓口支払が減額されることがあります。

どちらかに必ず丸印を!!

記入日を!!

以上説明を受け、保険者から支給される出産育児一時金について、直接支払制度を

(利用します ・ 利用しません)。

平成 年 月 日

保険者名:

被保険者氏名

現在加入の保険証確認し、保険者名記入。

例) ○○市

○○国民健康保険組合

○○健康保険組合

全国健康保険協会○○支部

○○共済組合 など・・・

妊産婦氏名

出産予定日 平成 年 月

直接支払制度の活用: あり ・ なし